

**小規模多機能居宅介護兼介護予防小規模多機能居宅介護
花しのぶ 重要事項説明書**

1 事業者が提供する相談窓口

電話 0968-78-0636

担当 管理者 小川知成

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

種類	介護予防小規模多機能型居宅介護兼小規模多機能型居宅介護
事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所 花しのぶ
所在地	熊本県玉名郡長洲町清源寺 1060 番地
事業者番号	介護保険事業所番号 4392400067

(2) 配置基準

職 種			要 件 等
代表者			認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した 常勤・専従の者
小規模多機能型 居宅介護従業者	日 中	通いサービス	常勤換算方法で3：1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上
	夜 間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上 (宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)
		宿直職員	時間帯を通じて1以上（自宅待機）
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業員のうち1以上
介護支援専門員（計画作成担当者）			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修を修了した者1以上

(3) 営業時間等

営業日	365 日	
営業時間	通いサービス	午前9時 ～ 午後4時
	宿泊サービス	午後4時 ～ 午前9時
	訪問サービス	24 時間
定員	登録定員	29 名
	通所サービスの利用定員	18 名
	宿泊サービスの利用定員	9 名

(4) 設備の概要

宿泊室の数	定員9名、全室個室 (洋室6室、和室3室)
トイレの数	3 か所
浴室	1 か所
リビング	1 か所 合計 48, 64 m ² (1 人当たり 3, 24 m ²) 別途キッチンあり
その他	非常灯、誘導灯、消火器、火災報知器、自動火災通報装置、スプリンク ラー(居室、居間、食堂、キッチン、廊下、脱衣室)、送迎訪問用乗用車

(5) 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者が住み慣れた地域(長洲町)でその人らしい生活、望む暮らしを継 続できるように、通い・訪問・泊まりのサービスだけでなく、地域の様々 なサービス等を柔軟につなぎ組み合わせて必要な支援を行い、利用者が その有する能力に応じ、居宅において自立した生活を営むことができる ことを目的とします。
運営方針	① サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりの人格と意思を尊 重し、利用者がそれぞれの役割を持って、当たり前の暮らし、そのひ

	とが望む暮らしの支援を行います。 ② 利用者は長洲町という地域に暮らしている住民の一人であり、私たちはそのことをあらためてしっかりと認識し、それまで築いてきた家庭・地域や仲間との結びつきを保ち続けられるような支援を行います。 ③ 利用者のお一人おひとりの心身の状況、状態、その置かれている環境を踏まえて、ご本人が本来持っている力や意欲を引き出せるような支援を行います。そのために家族の支援についても取り組んでいきます。そしてケアの基準を事業所内ではなくご自宅・地域におきます。
--	---

3 サービス内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、他の従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に「通いサービス」、「訪問サービス」、「宿泊サービス」を組み合わせた支援を行います。

(1) 介護保険給付対象サービス

以下の事項は介護サービス費の1割～3割負担分をご負担して頂きます。介護度によって料金が異なります。介護サービス費は【別紙】のとおりです。

① 通いサービス

事業所において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

食事

身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮した食事を提供します。

なお、調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。

食事サービスの利用は任意です。

※ 献立は法人の管理栄養士の指導をいただいています。

※ 朝食8時～、昼食12時～、夕食17時30分～(基本時間)

提供時間はご要望に応じます。お気軽にご相談ください。

排泄

利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。利用者のプライバシーと尊厳に配慮して行います。

入浴

安心してゆっくりお風呂に入っていただけるように、利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。体調不良等により入浴が難しい場合は、ご相談により清拭・更衣・等をさせていただきます。

入浴サービスについては任意です。

レクリエーション趣味活動

お花見等、季節の行事を一緒に楽しみたいと思います。内容によってはご家族や地域の方も参加できるようにしていきます。

リハビリの一環として、ゲーム、健康体操、グループまたは個人の趣味活動も行っています。

健康チェック

血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。

また、ご家庭での看護や介護の方法等お気軽にご相談ください。

送迎

利用者の希望により、ご自宅と花しのぶ間の送迎を行います。なお、送迎の時間等についてはご利用し易いように、また、ご自宅での生活のペースを保てるようにご相談したいと思います。なお、送迎のご利用は任意です。

② 訪問サービス

利用者宅にお伺いし、その方が安心して在宅生活が営まれるように食事や入浴、排泄等の日常生活上のお手伝いをさせていただきます。夜間や、緊急のご依頼にも対応致します。

③ 宿泊サービス

花しのぶに宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上のお手伝いをいたします。緊急の依頼にも対応いたします。

- ④ 相談援助及び調整(小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成及び提供)

ご利用者の心身の状況及び利用者・家族の意向に基づき(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成し、その実施については承諾を得た上で行います。その際には、当事業所内のサービスの調整だけでなく、訪問看護、居宅療養指導管理、福祉用具貸与・購入、住宅改修等の介護保険サービスや居宅における地域サービスの紹介、利用調整をいたします。

(3) 当ホームのサービスの特徴

① 社会福祉法人池修会の基本理念

「社会福祉法人池修会」は、わが国における高齢者福祉の分野において、地域社会の福祉を推進することを目的に設立されました。池修会は「敬愛」お年寄り(人)を敬愛する心、愛を共感する心を以て、お年寄りにとって安心で安全な、その人らしさを発揮できる生活の場をつくっていく。最後まで人として尊厳ある人生を送って頂けるように、ご本人やご家族の思いを大切にしながら、地域の皆様と手を携えて、職員全員が気持ち(志)を一つにして努力していく。」を基本概念としてあげています。この理念に基づいて、高齢者の福祉ニーズの充実を図りつつ、利用者の自立を助け、生命の尊厳の追求による自己実現を促します。こうして福祉の働きを通して、人間存在の尊厳を認め合い、自己も他者も相互に尊重され、温かく生きた人間関係に基づく、共に生きる社会の創造を目指しています。

② ホームづくり

特別養護老人ホームと小規模多機能ホームが隣接されているという特徴を生かしながら、職員だけでなく利用者、家族と地域の皆様の支援を得ながら、一体となって温かいホームづくりに励みます。

③ 夜間及び深夜の施錠について

午後 20 時～翌午前 7 時 30 分は防犯上の観点からも出入り口を施錠致します。

4 利用料金の支払方法

当月にかかったご利用料金の支払は、翌月 25 日に口座引落の方法でお支払いください。

利用料金の支払いは、原則口座引き落としとさせていただきます。なお、引き落とし手数料は事業者負担とさせていただきます。

注 1) 引き落とし日が土・日・祭日の場合はご注意ください。

注 2) 口座引き落としがどうしても困難な場合等にご相談ください。

注 3) お支払を確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管下さいますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

注 4) 利用料及びその他の費用のお支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 3 月以上遅延し、さらにお支払の督促から 14 日以内にお支払いいただけない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 利用にあたっての留意事項

(1) 被保険者証等の提示

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。同被保険者証の更新時・変更時はあらためてご提示ください。その他、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関わることで、ご相談の上、上記被保険者証等を提示若しくは控え(写し)を取らせていただくことがございます。

(2) サービス開始前に

ご利用等の相談の際に、職員により確認させていただきますが、日常生活上の留意事項や病院受診時の診断や注意点等、健康状態(の変化)などお知らせください。尚、サービス利用時内服薬の持参は忘れずお願いいたします。

(3) 送迎及びサービスの利用等

通い、訪問、宿泊等の各サービスの利用を中止する場合は、出来る限り速やかに、基本として前日若しくは当日 8 時 30 分までに花しのぶまでご連絡をいただけるようお願い

します。また、決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。

(4) 設備、備品の使用

事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

(5) 行為等

意図したものでなくても、結果として騒音等他の利用者にとっては迷惑になること、あるいは他の方の宿泊室に勝手に入り込んでしまわれることは特に、認知機能障がいを持たれている方にはありえます。職員も丁寧にお一人おひとり、一つひとつ関わりや対応をして参りますが、ご家族の方へご協力やご相談をお願いする場合があります。

(6) 飲酒、喫煙

安全、安心、健康管理(体調・ストレス)、生活習慣(生活上の楽しみ)という点からご相談の上でとさせていただきます。

飲酒についても、喫煙についても、決められた場所でおねがいします。

(7) 所持品の持ち込み

高価な貴重品や大金はこちらで管理できませんので、ご持参されませんようお願いいたします。

(8) 動物の持ち込み

ペットの持ち込みはお断りしています。

(9) 宗教活動、政治活動

事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

6 個人情報の保護

(1) 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

(2) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

7 身体的拘束等について

(1) 身体的拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員及び法人の関係職員等で構成する検討会議を行います。個人では判断しません。

- ・ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・ 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・ 身体的拘束等が一時的であること。

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

(4) 身体的拘束等の記録

身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

(5) 再検討

身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察さらに検討会議を行います。拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ち

に身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

8 非常災害対策

(1) 非常災害への対策・対応、

① 平常時の訓練等、消防計画等

火災に備えて消防計画、及び風水害・地震等に対処するための具体的計画を策定し、マニュアルに従って、定期的に防火及び消防設備の保守点検及び消火通報訓練、避難・救出訓練を行います。

実際に火災等発生時には、人命救助を第一とし、速やかな避難活動と通報、及び消火器による初期消火を行います。

防火訓練：年2回 防火管理者：小川知成

※ 開設前消防所による指導点検時の指示(同敷地内の介護老人福祉施設と一体的に行った方が良い)に拠る。

② 防犯防火設備避難設備等の概要

消化器・火災通報設備・火災報知機・誘導灯・非常灯・スプリンクラー(各居室、廊下、台所、キッチン、リビング)

(事業所の設備ではありませんが、隣接する介護老人福祉施設のエントランスに消火用散水栓を備えています。)

9 事故発生時及び緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(2) 利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法

小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。

10 地域との連携

介護予防小規模多機能居宅介護等の事業を提供するにあたり、ご利用者、ご家族、事業所が所在する自治体の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置します。また、概ね2か月に1回、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

(1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。

(2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るように努めます。

(3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関するご利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するように努めます。

11 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所及び法人等の苦情等相談窓口

- ① 事業所相談窓口 小規模多機能型居宅介護事業所 花しのぶ
電話：0968-78-0636
担当者：小川知成（管理者）
- ② 法人担当窓口（特別養護老人ホーム月華苑）
担当者：小川知成 電話：0968-69-2018
- ③ 第三者委員 当法人監事
島田謙三 連絡先：0968-74-0160
平島啓介 連絡先：0968-73-8314

(2) 市町村の窓口等

- ① 長洲町福祉保健介護課 玉名郡長洲町長洲 2776 電話：0968-78-3144
- ② 長洲町地域包括支援センター 玉名郡長洲町長洲 2776 電話：0968-78-3114

(3) 公的団体の窓口

- ① 熊本県福祉サービス適正化委員会(熊本県社会福祉協議会内)
熊本市南千反畑町 3-7 電話番号：096-324-5471
- ② 国民健康保険団体連合会
熊本市研郡町 2 丁目 4 番 10 号 電話番号：096-365-0811

12 法人概要

名 称 社会福祉法人 池修会
理 事 長 大 西 祐 子
本 部 所 在 地 熊本県玉名郡長洲町清源寺 1060

以上、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(事業所) 当事業所は、サービスの提供開始に際し、契約書及び重要な事項について説明を行いました。

熊本県玉名郡長洲町清源寺 1060 番地

社会福祉法人 池修会 理事長 大 西 祐 子 印
小規模多機能型居宅介護事業所 花しのぶ

説明者職名 管理者 氏 名 小 川 知 成 印

(利用者) 私は、サービスの提供開始に際し、契約書及び重要事項説明書により、事業所から説明を受け同意しました。

利用者・契約者 住所 _____ 氏名 _____ 印

利用者・契約者家族 住所 _____ 氏名 _____ 印
(身元引受人)